

令和4年11月定例教育委員会次第

日時：令和4年11月28日（月）  
午後1時30分～午後3時  
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告  
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- 第29号議案 令和5年度授業改善犬山プランについて (学校教育課)
- 第30号議案 犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の  
委嘱について (歴史まちづくり課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- (1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1
- (2) 令和4年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について (学校教育課) No.2
- (3) 12月・1月行事予定表について (学校教育課) No.3
- (4) 議会の議決を経るべき事件 (教育部) No.4
- (5) 令和4年10月定例議会について (教育部) No.5
- (6) 犬山市教育大綱素案について (企画広報課) No.6
- (7) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.7

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第29号議案

令和5年度授業改善犬山プランについて

令和5年度授業改善犬山プランの方針について別紙のとおり定める  
ものです。

令和4年11月28日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

( 説明 )

この案を提出するのは、令和5年度授業改善犬山プランの方針を定  
める必要があるからです。

# 令和5年度授業改善犬山プラン(案)

## 一 少人数学級の中で少人数授業やTT授業等

### 多様な学習環境を創造し、自ら学ぶ力を育む

#### 1 基本的な考え

(1) 犬山の教育は、自ら学ぶ力を柱と位置づけ、人格の完成をめざす。そのため、学級編制や教育課程の編成等について学校現場に裁量を委ね、豊かな人間性と確かな学力の形成に努めるとともに、教師の資質・能力の向上をめざし学校の活性化を図る。

(2) 国や県の35人学級編制に加え、学校裁量により小学校、中学校において少人数学級を実施する。子ども同士、教師と子どもとの人間関係を築きやすくし、さらに子ども主体の学びの授業を可能とする学習環境を構築する。子どもたちの発達段階や各校独自の教育課程、学級担任及び教科担任の担当授業時数等に配慮し、学級としての適正人数を弾力的に運用する。

(3) 少人数学級の中で少人数授業やTT授業を実施し、さらに小学校高学年では教科担任制による授業や複数学級による合同授業など、授業改善につなげる多様な学習環境の整備に努め、一人一人に目の行き届いたきめ細かな指導、個に応じた多様な学習活動の展開を図る。

その実施に向け、学級担任として市費負担教員(常勤講師)を配置し少人数学級を実現する。また、市費非常勤講師を配置し、少人数授業やTT授業を実現しつつ、小学校高学年で教科担任制を、中学校では少人数学級により生まれる授業数増に対応する。

(4) すべての子どもに等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、特別な支援を必要とする子どもたちへの学びの充実を図るために、特別支援教育支援員を配置する。

#### 2 「授業改善犬山プラン」の歩み

(1) きめ細かな学習指導、子ども主体の学びの授業を推進するために、平成13年度より市費非常勤講師を採用し、少人数授業やTT授業を市内小中学校で取り入れて授業改善を進めた。当初は、どの教科・学年で、どのように活用するかは、各学校の創意工夫に任せていた。しかし、平成15年度以降は、系統性が強く基礎基本の定着に差が生じやすい算数・数学・英語の教科で少人数授業を展開し、理科では実験・観察を適切に位置づけた魅力のある授業づくりをめざして専門の教員を配置してTT授業を実施している。そして、「基礎・基本の確実な定着」と「楽しさとわかる喜びを豊かにする授業の創造」をめざして授業改善に取り組んでいる。《表1》

(2) 平成14年9月に授業改善犬山プラン検討委員会を設置し、過大学級の解消をめざした30人程度学級の推進と学校運営の工夫改善、教育委員会の人的支援の在り方や学校施設設備の充実などが協議され、解決に向けて様々な試案が示された。それを受けて、平成16年度に「授業改善犬山プラン」が策定された。その後、「授業改善犬山プラン」は犬山市小中学校長会と犬山市教育委員会の協議で毎年策定され、現在に至っている。

(3) 過大学級の解消をめざした少人数学級の取組では、「授業改善犬山プラン」の試案を受け、平成15年度には小学校3校が少人数学級実践校として過大学級の解消に取り組んだ。平成16年度には、さらに各学校に広がりをもたせ、該当学校で2学級程度の過大学級を解消する方向で検討を加え、小学校5校で9学年分、中学校4校で5学年分の少人数学級が実現できた。併せて、増加学級分の学級担任である教務主任や校務主任の負担軽減と学校運営を支援するために非常勤講師(学級増対応)、学校経営支援員(退職校長や退職教頭等)、校務支援者(シルバー人材センターへ委託)を配置して、学校経営や学校運営に対する人的支援(表1の②と表3の③)に取り組んだ。

(4) 平成18年3月の法改正によって市費常勤講師の採用が可能になり、犬山市でも市職員の勤

務時間等の条例改正を待って、平成18年7月1日から市費負担教員(常勤講師)1名を配置(表1の④1)した。その後、《表1》に示すように市費負担教員を採用して配置している。なお、市費負担教員の採用に伴って教務主任の学級担任は順次とりやめ、平成19年度以降は非常勤講師(学級増対応)を、平成21年度以降は学校経営支援員の配置をなくした。

- (5) 小学校では、32人を上限とする30人程度学級を推進してきた。平成30年度からは基準を34人以下に変更している。中学校では少人数学級より少人数授業やTT授業を重視し、平成23年度からは全学年・全学級で実施できるように非常勤講師を増員して個に応じた多様な学習活動の展開を図っている。
- (6) 全ての子に等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする子どもたちの自立と、それを取り巻く子どもたちとの学びの授業を実現するため、平成20年度に特別支援教育支援員3名を配置した。その後、年々配置人数を増やし、年度ごとの配置人数は《表1》に示すとおりである。
- (7) 令和2年度からは、学習集団と生活集団を同一とする学級規模を35人と考え、少人数学級編制を推進した。その際、増加学級分の学級担任を市費負担教員の配置で実現し、これまで以上に学校ごとの特色ある学級編制や教育課程の編成を可能にした。
- (8) 令和4年度からは、中学校で少人数学級実現のため授業数増に対応する市費非常勤講師を5人配置し、犬山中学校、東部中学校において市独自の少人数学級を実施した。その際、学級担任は、県費職員で対応した。

《表1》……市費採用の常勤講師・非常勤講師・特別支援教育支援員の配置状況 (人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4
市費負担教員(常勤講師)							注1	8	7	6	8	6	7	9	8	8	9	8	5	6	9	10	7
非常勤講師	注2 学級増対応	小			10	6	13																
	TT授業対応	小	9	9	8	8	9	6	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		中	4	28	5	40	5	45	6	62	8	66	8	66	8	55	8	56	8	50	17	49	54
	少人数授業対応	小	10	18	22	21	26	22	20	22	16	17	16	18	15	14	9	35	4	34	9	30	30
	中	5		8	9	15	15	15	14	14	14	17	18	17	18	14	14	13	13	13	13	13	13
	保健室指導助手	小・中			1	2	2	2	2	2	2	2	2	3									
特別支援教育支援員			0	0	0	0	0	0	3	3	7	11	11	14	15	16	16	15	19	16	17	18	20
															5	4	4	4	4	5	5	5	5

《表2》……少人数学級による学級増に対応する学級担任 (人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4
少人数学級編制にともなう増加学級数	小	0	0	0	3	9	14	13	18	25	18	23	16	21	19	26	14	20	18	21	22	17	19
	中	0	0	0	3	5	14	5	18	7	22	7	5	21	7	26	6	20	3	21	2	2	2
学級担任(増加学級)	果費教員				4	2	3	1	2														
	校務主任				3	5	6	6	7	6	6	7	7	1	1	6	5	6	5	6			
	定数内教員				5	4	7	7	5	2	5	1	1	6	6	1	1					1	
	学級担任加配					6	5	3	2	7	7	6	6	6	4	6	3	4	8	5	6	5	5
	市費負担教員					注1	8	7	6	8	6	7	9	8	8	9	8	5	6	9	10	7	
授業数増対応非常勤講師																							5

《表3》……学校経営・学校運営にかかわる人的支援 (人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4
注3 人的支援	非常勤講師				10	6	13																
	学校経営支援				4	3	3	3	3														
	校務支援				14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14

(備考) 国・県による35人学級実施の変遷

県は、平成16年度から小学校1学年で、平成20年度から小学校2学年にも35人学級を導入。さらに、平成21年度より中学校1年生が県費加配教員で対応となった。平成23年度からは国の小学校1年生学級編制基準が35人になり定数内対応となった。そして、令和3年度からは、国による小学校35人学級編制の対象が2年生から5年間かけ段階的に調整し、令和7年には定数内対応で全学年少人数学級が実施されることになった。同様に、令和3年度からは、県による少人数学級を小学校3年生から4年間かけ順次、対象学年を上げて対応となった。

### 3 令和5年度「授業改善犬山プラン」の具体的内容と犬山市の支援

(1) 学習集団と生活集団を同一とする学級規模を35人と考え、少人数学級編制を推進する。

小学校では、学級担任として市費負担教員（常勤講師）を配置し実現する。

中学校では、学級担任は、県定数内教員が担うか市費負担教員が担うかを学校の判断に委ね、学級増により生まれる授業数増は、市費非常勤講師の配置により対応し少人数学級を実現する。

また、1学級の児童生徒数を35人と定めるが、「35」については弾力的に運用する。

(2) 小学校においては、高学年で教科担任制を導入し、義務教育9年間を見通した指導体制の構築と教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導の充実を図る。そして、少人数学級の中で、市費非常勤講師やNETを活用し、少人数授業・TT授業を展開しつつ、市独自の教科担任制対応講師を配置し、算数・理科・体育・外国語等において教科担任制による創意あふれる授業づくりを推進していく。

なお、少人数授業やTT授業で培われた指導法や教材づくりの成果を生かし、すべての教科、すべての領域において少人数のよさが生きる授業改善に努める。

(3) すべての子どもの学びを保障するという観点から、小中学校に特別な支援を必要とする子どもたちに、特別支援教育支援員（教室支援）を配置し、また、集団生活への不適応状態にある子どもたちに、保健室の業務をサポートする特別支援教育支援員（生徒支援）を配置する。

(4) 学校運営にかかわる人的支援

ア すべての小中学校に校務支援者（シルバー人材センター委託）を配置する。

イ 魅力ある図書館づくりを通し、図書館機能の向上と児童生徒の読書量増加を図る図書館コーディネーターを配置する。

ウ 児童生徒が抱える問題に対し学校や家庭、福祉関係機関をつなぎ連携・協働して、取り巻く人と環境との関係性を改善していくSSW（スクールソーシャルワーカー）を配置する。

エ 不登校児童生徒の主体的活動を促し、学校や家庭との連携を密にして学校復帰や社会的自立を図っていくため、適応指導教室「ゆう・ゆう」と「わいわい」へ指導員を適切に配置する。

オ 小中学校の要請に応じて、児童生徒理解や授業づくりなどに悩む少経験教員の相談・指導にあたる授業づくりコーディネーターを派遣する。

(5) NET（Native English Teacher）の配置

NET（5人）を小学校に配置し、1・2年生の「英語活動との出会い」や3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科に対応しつつ、学級担任や外国語科専科教員と連携しながら授業の充実を図る。

(6) 市費負担教員及び非常勤講師、特別支援教育支援員の配置に係る考え方

市費負担教員及び市費非常勤講師、特別支援教育支援員の配置は、原則として次の優先順位で行うこととするが、各学校と市教委が協議の上で決定する。

- ① 小学校・中学校で少人数学級（35人以下）を実現するため市費負担教員を配置する。
- ② 中学校には、数学・英語の少人数授業や少人数学級を作ることによって生まれる授業数増に対応するため非常勤講師を配置する。
- ③ 小学校には、少人数授業やTT授業、教科担任制による授業を実現するため非常勤講師を配置する。
- ④ 特別な支援を必要とする子どもたちの支援と学びを保障するために、特別支援教育支援員（教室支援・養護教諭支援）を配置する。

# 令和 5 年度 授業改善犬山プランにかかわる学級編制(案)

※児童生徒数は令和 4年10月15日時点での予想数  
支援員・教担制対応の非常勤講師の配置校は、現在の予定

令和 4 年 11 月 15 日 作成

学年	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援教室 知的 肢不 体不 病弱 難聴 自閉 情緒	児童生徒 特別支援 学級 合計	学級数		年 度 増 加 配 校 務 常 勤 特 別 支 援 者	少人数授業、TT、専科		特別支援				
	国35人		国35人		国35人		国35人		県35人		市35人				国 庫 増 設	特 別 支 援 者		果 実 費 加 配		市 費 非 常 勤		果 実 費 支 援	市 費 支 援	
	児童数 国基準 少人数	国基準 人数	児童数 国基準 少人数	国基準 人数	児童数 国基準 少人数	国基準 人数	児童数 国基準 少人数	国基準 人数	児童数 国基準 少人数	国基準 人数	児童数 国基準 少人数	国基準 人数						正 規 加 配	非 常 勤 加 配	専 科	算 理 理 理 理 理			英 語
犬山小	79	2	77	1	96	3	86	2	86	0	92	3	3	516	18	0	2	1	1	0	1	2	1	
犬南小	83	3	71	4	67	2	71	1	80	2	74	2	5	446	15	2	4	2	1	0	0.5	1	2	0
城東小	58	1	76	6	54	6	116	3	100	2	104	7	10	508	17	1	4	1	1	1	1	3.6	0	
今井小	4	0	4	0	1	2	3	0	4	0	5	0	1	21	4	0	2	0	0	0	1	0	0	
栗栖小	1	0	3	1	0	0	2	0	4	0	1	0	1	11	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0
羽黒小	61	2	79	2	68	4	75	1	76	4	67	3	10	426	14	1	4	1	1	0	1	3	0	
東田小	87	3	73	1	91	3	71	2	78	1	78	1	6	478	16	2	2	1	1	0	1	2.4	0	
池野小	12	0	10	0	11	0	12	0	23	1	16	1	2	84	6	0	1	0	0	0	1	0.6	0	
栗小	58	0	48	3	48	2	65	2	60	3	55	2	3	334	12	0	3	0	0	0.5	1	3	0	
犬西小	80	2	78	6	71	3	75	3	84	2	97	1	9	485	18	0	3	0	1	0.5	1	2.4	0	
児童数合計	523	13	519	24	507	25	576	14	595	15	589	20	49	3309	111		129	6						
国基準増	21	0	22	0	19	0	23	0	20	3	18	3	12	123	6		129							
学級数合計	21		22		19		23		23		21		129	26	155									

前年比	通常	特	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
児童数合計	+7	-7	+9	+4	-65	+10	-15	-1	+7	-5	-52	-3	+2	+0	+0	-3	-111							
国基準増	+0		+13		-55		-16		+2		-55		+5		+0		-1							
学級数合計	-1		+4		-4		+2		+0		-2		+1		+0		-1							

	1学年	2学年	3学年
犬山中	生徒数 205 9 国基準 6 35 少人数 7 34	234 2 6 39 7 33	229 3 6 33 7 33
城東中	生徒数 163 8 国基準 5 33 少人数 5 30	164 4 5 33 5 30	180 4 5 36 5 30
南郡中	生徒数 140 5 国基準 4 35 少人数 4 32	124 3 4 31 4 32	126 5 4 32 4 32
東郡中	生徒数 96 2 国基準 3 32 少人数 3 28	127 4 4 32 4 28	110 1 3 37 4 28
通常特	604 24	649 13	645 13
生徒数合計	628	662	658
国基準増	18 0	19 1	18 3
学級数合計	18	20	21

前年比	通常	特	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
生徒数合計	+46	+11	+8	+0	-49	-3	-35		+9		-52		+1		+0		+1		+2		-2		+1	
国基準増	+1	-1	+1	+0	-1	+2	-1		+0		-1		-2		+1		+1		+1		-2		+1	

	知的	肢不	体不	病弱	難聴	自閉	情緒	総人数	国	増	特	計
犬山中	5	1	1	1	1	1	1	668	18	2	3	23
城東中	4	1	1	1	1	1	1	507	15	1	3	19
南郡中	6	1	1	1	1	1	1	390	12	0	2	14
東郡中	3	1	1	1	1	1	1	333	10	1	2	13
生徒	18	0	1	0	3	1	1	1898	50			1948
学級数	4	0	1	0	5	1	1	55	4	10	69	

前年比	生徒	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減	増	減
生徒	-4	+0	+1	+0	+11		-78			-11		+2	+2
学級数	+0	+0	+1	+0	+1		-1		+1		+2	+2	

○に数字の学年は、県の少人数学級編制による増加学級  
↓  
県費学級加配対応

●に白抜き数字の学年は、犬山市が独自に進める少人数学級編制による増加学級  
↓  
市費非常勤非常勤講師で対応

特別支援教室人数	児童生徒数	学級数
知的 肢不 体不 病弱 難聴 自閉 情緒	67 1 2 1 88	178 10 36 224
合計	159	188
前年比	4	-1 1 2 1

年度	学級増対		少人数学級・授業等						特別支援					
	果 実 費 加 配	市 費 非 常 勤	正 規 加 配	非 常 勤 加 配	養 護 加 配	生 徒 支 援	数 学	英 語	対 応	通 級	教 室 支 援	養 護 支 援		
R4	2	1	1	0	1	1.5	3	1	2	2	3.0	1	0.4	1
R5	2	0	2	0	1				2	2	3		0.4	1
R4	0	0	0	0	1	1.5	2		2	2		1	0.6	1
R5	1	0	1	0	1				2	2	1.5		0.6	1
R4	0	0	0	0	1	1	2	1	2	2		1	0	1
R5	0	0	0	0	1				2	2	0		0.6	1
R4	3	1	2	0	4	7	7	0	2	6	7	5.0	4	4
R5	4	0	4	0	4	0	0	0	0	6	7	6.5	0	4

前年比	果 実 費 加 配	市 費 非 常 勤	正 規 加 配	非 常 勤 加 配	養 護 加 配	生 徒 支 援	数 学	英 語	対 応	通 級	教 室 支 援	養 護 支 援		
前年比	+1	-1	+2	+0	+0	-7	-7	-2	+0	+0	1.5	-4	+1	+0

学級増対	果 実 費 加 配	市 費 非 常 勤	正 規 加 配	非 常 勤 加 配	養 護 加 配	専 科	算 理 理 理 理 理	英 語	増 対 応 (中)	通 級	教 室 支 援	養 護 支 援		
10	3	4	3	14	0	0	0	0	17	13	9.5	0	23	5
前年比	+3	-1	+2	-4	+0	-8	-10	-6	4.5	-10	+3			

犬山市教育委員会第30号議案

犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和4年11月28日提出

犬山市教育委員会  
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員を委嘱する必要があるからである。

## 犬山市歴史まちづくり協議会専門部会委員 名簿 (案)

任期：委嘱の日から2年

職名	氏名	委員区分	所属等	備考
委員	越澤 明	学識経験者	北海道大学 名誉教授	継続
委員	角 哲	学識経験者	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科 准教授	継続
委員	下間 久美子	学識経験者	國學院大學観光まちづくり学部 観光まちづくり学科教授	新規

### 1) 設置について

○犬山市付属機関条例（平成28年12月28日条例第36号）に基づく犬山市歴史まちづくり協議会の会長の招集により専門部会を設置する。

・教育委員会の諮問に応じ、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に規定する犬山市歴史的風致維持向上計画に基づき実施する事業等について専門的な見地から調査及び検討する。

・委員は協議会委員と合わせて20人以内とする。

・委嘱期間は委嘱の日から2年間とする。

○犬山市歴史まちづくり協議会規則（平成29年3月27日教育委員会規則第18号）に基づき専門部会を開催する。

・専門部会の委員は犬山市歴史まちづくり協議会規則第2条に基づき教育委員会が委嘱する。

・専門部会の委員は、会長が指名した者をもって充てる。

・専門部会に部会長を置く。

・専門部会は必要に応じて会長が招集する。

### 2) 専門部会の開催について

・年2回（8月頃と11月頃）専門部会を開催する。